

魚津市新庁舎整備事業基本計画コンストラクション・マネジメント業務委託
公募型プロポーザル審査要領

1 審査要領の位置付け

本要領は、魚津市新庁舎整備事業基本計画コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び受託者の選定方法を示すものである。

2 審査方法及び受託候補者の選定方法

(1) 審査方法

実施要領6（3）により提出された書類（以下「参加申込書」という。）、7（1）により提出された書類（以下「業務提案書等」という。）及びプレゼンテーションに基づいて審査を実施する。

ア 参加申込書で行う評価（以下「客観評価」という。）及び業務提案書等で行う評価（以下「業務提案評価」という。）により受託候補者を選定する。

イ 客観評価は、事務局が参加者、管理技術者及び主任担当者の資格及び実績等について書類審査を行う。

ウ 業務提案評価は、魚津市新庁舎整備事業基本計画コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、業務提案書等の審査及び評価を行い、受託候補者の選定を行う。

エ 提出された業務提案書等は、提案者番号を付した後、提案者名を伏した上で客観評価の資料を添付し、各審査員へ事前に配布する。

オ プレゼンテーションの日程等については、別途通知する。

カ プレゼンテーションについては、提出された書類を補完するものとして位置づけ、評価に当たっての参考とする。

(2) 選定方法

評価項目は次に掲げるとおりとする。ただし、審査委員会で評価項目を変更又は追加することがある。

ア 審査委員会は、客観評価及び業務提案評価による評価点の平均値が最も高い者から最優秀事業者1者、次点候補者1者を選定する。

イ 最高得点が同点であった場合は、見積金額の低い者を最優秀事業者者に選定する。なお、最高得点の提案が複数あり、かつ、その提案の見積金額が同額の場合、審査委員会で協議し委員長が決する。

ウ 業務提案者が1者の場合についても、提出された書類及びプレゼンテーションに基づいて審査選定を行う。

評価項目	評価配点
客観評価	200 点
業務提案評価	200 点
合 計	400 点

3 客観評価

(1) 評価項目及び配点の明細

客観評価における評価項目、評価基準及び配点は、以下のとおりとする。

評価項目		評価基準		配点	
ア 業務 提案者 の評価	(ア) 会社概要	情報保護対策の有無を評価する		6	
	(イ) 業務実績	同種業務の実績件数について評価する		30	
	ア 小 計			36	
イ 各業務 担当者 の資格	専門分野の 技術者資格	各担当分野につ いて、資格の内 容により評価す る	管理技術者	8	
			主任担当 者	建築（総合）	8
				建築（構造）	8
				電気設備	8
				機械設備	8
				建設コスト管理	8
				工事施工管理	8
				入札発注計画	8
イ 小 計			64		
ウ 各業務 担当者 の業務 実績	業務の実績 （有無及び件 数）	同種業務の実績	管理技術者	16	
		次の順で評価す る。 ①同種業務の実 績 ②類似業務の実 績	主任担当 者	建築（総合）	12
				建築（構造）	12
				電気設備	12
				機械設備	12
				建設コスト管理	12
				工事施工管理	12
				入札発注計画	12
ウ 小 計			100		
ア～ウ 合 計				200	

ア 業務提案者の評価（様式第3号、様式第4号）【36点】

業務提案者の会社概要及び実績について評価を行う。

(ア) 会社概要（様式第3号）【6点】

業務提案者における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の構築、公的外部機関の承認の有無を評価する。（ISO/IEC 27001）

ISO27001	評価点
有	6
無	0

(イ) 業務提案者の業務実績（様式第4号）【30点】

同種業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。実績1件当り6点とし、最大5件（30点）まで評価する。なお、同種業務のうち、基本計画段階の実績が1件以上あること。（同種業務：実施要領「6（3）（※3）」参照）

実績件数	区分	配点
5件	同種業務	30

イ 各業務担当者の資格【64点】（様式第5号）（評価点32点＋加算点32点）

(ア) 配置技術者の有する資格について、以下の表により評価する。

(イ) 参加資格となる資格の評価点（最大4点）に加え、保有資格に応じて加算点（対象資格あたり2点）を設定する。加算点は最大4点までとし、加算対象となる資格を4点より多く有している場合でも4点とする。

担当業務分野	評価する技術者資格	評価点	加算点
管理技術者	CCMJ ^{*1} かつ 1級建築士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
	公共建築工事品質確保技術者		2
	CASBEE ^{*2} 建築評価員		2
建築 (総合)	CCMJ かつ 1級建築士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
	公共建築工事品質確保技術者		2
	CASBEE 建築評価員		2
建築 (構造)	構造設計 1級建築士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
	CCMJ		2
	CASBEE 建築評価員		2
	1級建築施工管理技士		2
電気設備	設備設計 1級建築士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
	CCMJ		2
	建築設備士		2
	1級電気工事施工管理技士		2

担当業務分野	評価する技術者資格	評価点	加算点
機械設備	設備設計 1 級建築士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
	CCMJ		2
	建築設備士		2
建設コスト管理	1 級管工事施工管理技士		2
	建築コスト管理士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
	CCMJ		2
工事施工計画	建築積算士		2
	1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士		2
	1 級建築施工管理技士	4	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
入札発注計画	CCMJ		2
	1 級建築士		2
	1 級土木施工管理技士		2
	上記の資格の評価点に加算できる資格		
入札発注計画	公共建築工事品質確保技術者		2
	1 級建築士		2
	CCMJ	4	—

※1：「CCMJ」は、日本コンストラクション・マネジメント協会の認定資格。

※2：「CASBEE」は建物の環境性能を評価して格付けする手法であり、省エネルギー環境負荷の低減だけでなく、室内の快適性や景観など、建物の総合的な品質も考慮して評価する。

ウ 各業務担当者の業務実績（様式第5号、様式第6号）【100点】

配置技術者の実績について評価を行う。

(ア) 管理技術者の業務実績（様式第5号）【16点】

同種業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。業務実績となる評価点（最大4点）に加え、業務実績数に応じて加算点（対象実績あたり4点）を設定する。加算点は最大12点までとし、加算対象となる実績を3件より多く有している場合でも12点とする。なお、同種業務とは、基本計画段階の実績として評価を行う。（同種業務：実施要領「6（3）（※3）」参照）

実績件数	区分	評価点	加算点	計
4件	同種業務	4	4×3	16

(イ) 各主任担当者の業務実績（様式第5号）【84点】

同種業務及び類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。同種業務の実績となる評価点（最大6点）に加え、業務実績数に応じて加算点（対象実績あたり3点）を設定する。加算点は最大6点までとし、加算対象となる資格を2件より多く有している場合でも6点とする。なお、同種業務とは、基本計画段階の実績として評価を行う。（同種業務、類似業務：実施要領「6（3）（※3）（※4）」参照）

実績件数	区分	評価点	加算点	計
3件	同種業務	6	3×2	12
	類似業務	2	1×2	4

4 業務提案評価（様式第7号及び業務提案書（任意書式））【200点】

(1) 評価項目及び配点の明細

業務提案評価における評価項目、評価基準及び配点は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
本業務を確実にかつ迅速に実施するための実施方針	本業務の目的や業務内容を的確に理解しているか。本市が求めている内容と提案する業務実施方針に乖離がないか。	10
実施体制	業務の実施にあたり人員配置など十分な体制が整っているか。また、組織として十分な支援体制が整っているか。	10
参加事業者の特徴や長所	参加者の特徴や長所が具体的に示されているか。また、それは本業務や本事業にとって効果的なものか。	40
本業務を実施するための具体的な手法や業務工程	実現性のある手法が具体的に示されているか。また、業務や与条件に対し理解度の高い提案となっているか。	40
	業務工程やスケジュールが適切で実効性があるか。	20
基本計画完了後の本事業の効果的かつ着実な進め方	設計者選定のプロセス構築、評価に関する的確性や実現性があり、本事業に対し理解度の高い提案となっているか。	40
	設計段階における品質・スケジュール管理に関する考え方の的確性や実現性、十分な支援体制が整っており、本事業に対し理解度の高い提案となっているか。	40
業務提案に対する委員一人当たりの持ち点		200

5 その他

- (1) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (2) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (3) 配置技術者の経歴等に記載した技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できない。

6 担当部署

魚津市 総務部財政課 新庁舎整備室

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

TEL 0765-23-1088

FAX 0765-23-1051

E-mail uozu-shinchosha@city.uzo.lg.jp